

蒲郡市SDGs推進事業支援業務仕様書

1 委託業務名

蒲郡市SDGs推進事業支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務内容

(1) 市民、事業所等がSDGsを認識するための関連ツールの作成及び周知

ア SDGs普及・啓発関連ツールの作成

イ SDGs普及啓発イベント等の開催

(基調講演、パネルディスカッション、2030年の本市の目指す姿を考えるワークショップなど各種普及啓発イベント等の開催)

ウ その他、市民及び企業がSDGsを身近に感じ、行動変容を促す業務の実施（SDGsの取り組みと日常生活や事業活動の結びつきを訴求する冊子等の作成）

※ 事業実施過程及び事業実施の際は多様なステークホルダーと連携して実施すること。

(2) 蒲郡市版ローカル指標の設定と評価ツールの開発

ア 蒲郡市がどの程度SDGsを達成しているか測定するための尺度となる指標の設定

(ア) 指標の設定の際は、市と協議し、国が示す統計等で測れる全国共通指標のほか、全国的な統計では図ることのできない独自指標（市民意識調査や市が独自に調査を行う指標）により構成し、設定する。

(イ) 指標の設定の際には有識者による監修を入れることが望ましい。

(ウ) 指標設定の際、有識者や市内団体の代表者からなる委員会等を立ち上げ実施していく場合、交通費、謝礼など必要経費は本委託料に含むものとする。

イ 指標を評価するための評価ツールの開発

(ア) アで設定した指標を評価する評価ツールを開発する。評価ツールは毎年、評価できるものとし、国際連合地域開発センターが先行して行っている評価ツールと整合をとり、先導して評価ツールの開発を行っている自治体へ情報収集を行い、参考とすること。

(イ) 有識者による監修を入れること。

4 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

- (1) 業務実施報告書
印刷物（製本2部）、電子データ（一式）
- (2) その他関連、参考となる資料

5 その他

- (1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本委託業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- (6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。
- (7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- (8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。